

多治見市郊外空き家 再生補助事業のご案内

多治見市では、平成28年4月から、
「多治見市郊外空き家再生補助事業」をはじめます。
多治見市内でマイホームの購入を検討されている方は、ぜひ、ご利用ください。

1. 対象となる物件(すべての条件を満たすことが必要です)

- ・モデル地区内の空き家であること
※モデル地区…脇之島ホワイトタウン、市之倉ハイランド、旭ヶ丘・明和団地の3地区
- ・空き家であった期間が1年以上、かつ、築10年以上が経過していること
- ・新耐震基準を満たしていること
※昭和56年5月31日以前の物件の場合は「耐震基準適合証明書」を取得していること

2. 対象となる方(すべての条件を満たすことが必要です)

- ・多治見市に転入される方で、1年以上、市外に居住されていた方
- ・物件取得時に、中学校卒業前のお子様がいいらっしゃる方
※ご自身が監護しているお子様で、かつ、同居している場合に限りです
- ・物件の所有者となる方(共有名義の場合は、持ち分が2分の1以上ある場合に限りです)
- ・多治見市の市税その他諸納付金の滞納がない方
- ・反社会的勢力に属していない方

3. 補助額

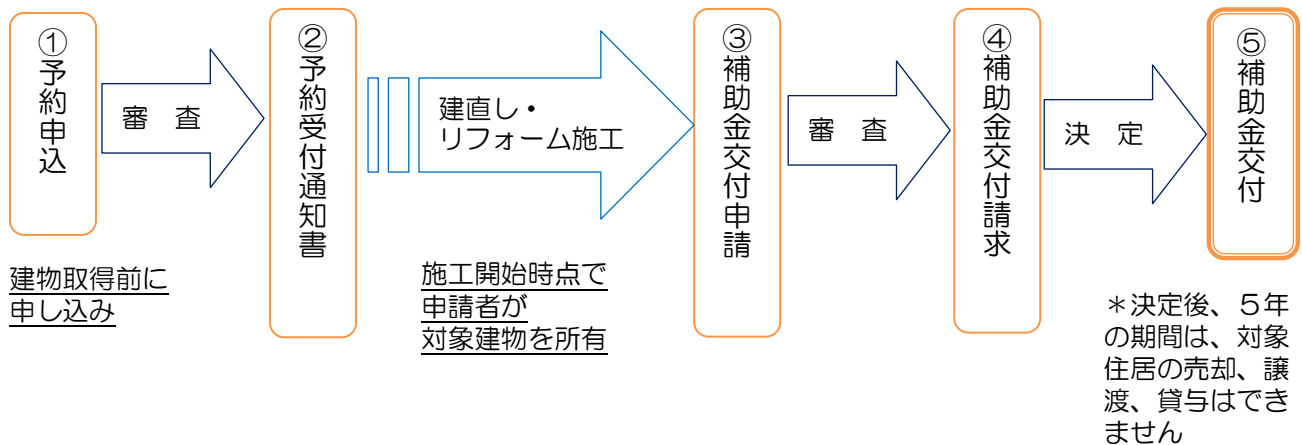
- ① 空き家を「建直しのために取壊した」場合…取壊し費用の全額を補助。上限は100万円です。
- ② 空き家を「リフォームした」場合…リフォーム費用の2分の1を補助。上限は100万円です。

[参考] 中学校卒業前のお子様の人数によって、上限額が次のように変わります。

- ・お子様1人の場合…上限額は100万円
- ・お子様2人の場合…上限額は125万円
- ・お子様3人の場合…上限額は150万円 ※以後、お子様1人につき上限額が25万円増加



4. 手続きの流れ



5. よくある質問

Q：多治見市に引っ越して、最初は賃貸住宅に住む予定です。その後、空き家を購入し、リフォーム（又は建替え）して住む予定ですが、補助対象になりますか？

⇒市内の賃貸住宅にお住まいになられた方が購入される場合（転居）は、対象外です。

Q：親が所有する空き家をリフォーム（又は建替え）した場合、補助対象になりますか？

⇒ご自身が所有者になる（名義変更する）ことを条件に、対象となります。

Q：中古住宅を取り壊して店舗兼用住宅を建てる場合、補助対象になりますか？

⇒戸建て専用住宅のみを対象としていますので、補助対象にはなりません。

Q：申請した年度内に工事が終わりません。補助金の返還義務が生じますか？

⇒申請した翌年度の3月20日までに工事が終われば、補助金の返還義務はありません。

Q：リフォームのための耐震診断で補助を受けました。この補助金の申請はできますか？

⇒耐震診断や耐震補強、バリアフリーのための補助金であれば、あわせて申請できます。

Q：補助金の予約申込後に子どもが生まれました。補助内容に変更はありますか？

⇒補助金の上限額が変わります（子ども1人あたり25万円増）。

Q：補助金交付後、急に転勤となりました。補助金の返還義務が生じますか？

⇒本人の意思によらない事情（転勤、死別等）に限り、返還は必要ありません。

※返還義務が生じる場合…物件の売買や譲渡、転職、離別など（補助金交付後5年以内）

みなさまの
ご利用を
お待ちしております



【制度のお問い合わせ・お申し込み】

〒507-8703

多治見市日ノ出町2丁目15番地

多治見市役所都市計画部 都市政策課

Tel.0572-22-1321（直通）